

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民部自治協働課
委 託 業 務 名	滋賀里交流センター管理運営業務委託
委 託 業 務 場 所	滋賀里交流センター（大津市滋賀里一丁目）
概 要	施設の施錠、点検等の管理に関する業務及び使用等の運営に関する業務
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	9 4 9 , 0 8 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市滋賀里二丁目 6 番 2 4 号 〔名 称〕 滋賀里交流センター管理会 会長 白子 源太郎
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	滋賀里交流センターは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 8 条に規定する防衛施設による障害を緩和する生活環境施設として、地域コミュニティに資するため設置された。 そのため、地域のコミュニティ活動の活性化と円滑な管理運営や非常事態における速やかな対応については、地域利用団体で組織される滋賀里交流センター管理会をおいて他にはないことから、同管理会を選定するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。